

1 計画の概要

資料 1

1. 第4次健康増進計画

健康増進計画は、健康増進法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画です。個人や家庭、地域、職域、行政、健康づくりに関する関係機関が連携、協働しながら健康づくりを推進していくための指針とします。計画期間は令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

(1) 国の動き

国では令和6年度から令和17年度までの12年間を計画期間とする国民健康づくりプランである「健康日本21（第3次）」を策定、推進しています。令和11年度には計画の中間評価を行い、進捗の確認と目標達成のための課題の検討等を行う見込みです。

(2) 県の動き

静岡県の「第4次ふじのくに健康増進計画（仮称）」は関連する協議会・部会での検討を経て令和5年度中の策定を見込んでいます。パブリックコメントは12月～1月頃を予定しています。

2. 第4次食育推進計画

食育推進計画は食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画です。家庭や地域、学校など食育推進に関する関係機関が連携、協働しながら食育を推進するための指針とします。計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

(1) 国の動き

国では令和3年3月に、令和3年度から令和7年度を計画期間とする「第4次食育推進基本計画」を策定しています。第4次計画では食育によるSDGs達成への貢献を念頭に置き、「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」、「持続可能な食を支える食育の推進」、「「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進」を重点事項として掲げています。

(2) 県の動き

静岡県では、平成30年度に「ふじのくに食育推進計画（第3次静岡県食育推進計画）」を改訂し、「食を知る」「食をつくる」「食を楽しむ」という相互の関連の中で、「食を通して人をはぐくむ」という方向を目指し食育を推進しています。「0歳から始まるふじのくにの食育」をスローガンに、「共食による豊かな人間性の醸成」、「ライフステージに応じた望ましい食生活の実現」、「連携・協働で進める食育の推進」の3点を対策の重点に取り組んでいます。

3. 第2次自殺対策計画

自殺対策計画は自殺対策基本法第13条第2項に基づく市町村自殺対策計画で、自殺総合対策大綱及び県自殺総合対策行動計画並びに地域の実情を勘案して策定します。計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

(1) 国の動き

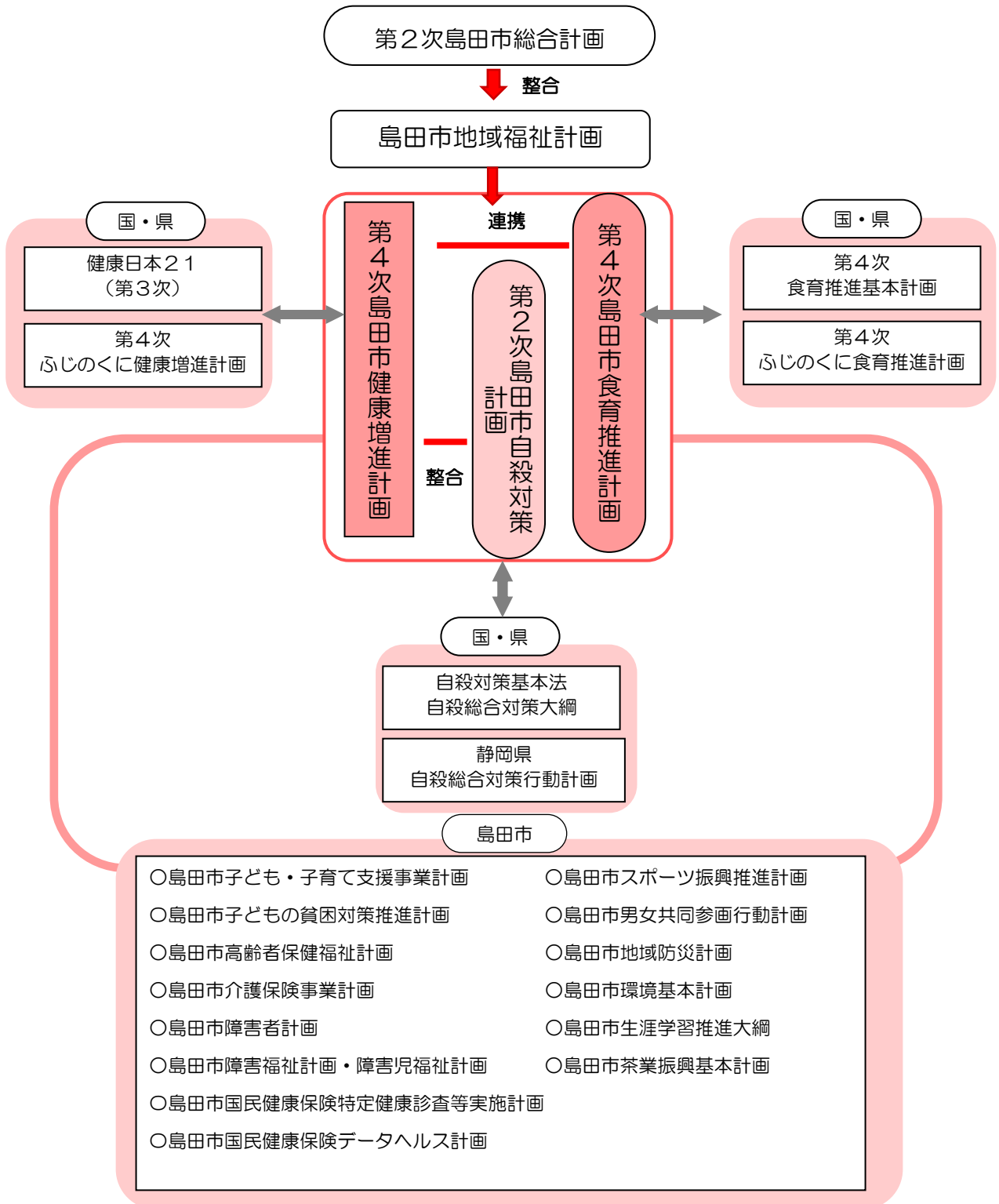
平成18年に「自殺対策基本法※」が施行され、翌年には同法に基づいて政府が推進すべき自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱」が策定されました。令和4年には、新型コロナウイルス感染症の影響により変化した自殺の傾向等を踏まえ、新たな自殺対策大綱が策定されており、この大綱に合わせて新たな取組等を検討していく必要があります。

(2) 県の動き

静岡県では、国の示した大綱に合わせて、令和5年3月に第3次静岡県自殺総合対策行動計画（いのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画9）を策定しています。取組の内容は国の自殺対策と整合を図ったもので、国も重視している女性への支援として「妊産婦に対する支援」や、近年の情勢を踏まえて「ヤングケアラーに対する支援」等を盛り込んでいます。

2 関連計画との整合性

健康増進・食育推進・自殺対策が関係する分野は、産業や環境、福祉や文化、教育など多岐にわたります。健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画は、「第2次島田市総合計画」を最上位計画とし、関連のある計画と連携し、健康づくり・食育推進・自殺対策に関する取り組みを推進していきます。



3 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、庁内関係課の職員で組織する「作業部会」及び「庁内連絡会」において、情報収集や現計画の検証などの作業を行い、庁内関係課長で組織する「策定委員会」において、計画案作成のための協議、検討を行う。

また、計画案に対して広く意見を求めるために、市民の代表、健康増進や食育関連・自殺対策関連団体の代表、健康や食育・こころの健康に関する専門家で組織する「第4次島田市健康増進計画等検討委員会」を設置し、次期計画の策定や施策の推進に向けた意見を伺い、計画に反映する。

さらに、「健康づくりと食育に関するアンケート調査」の実施や、市のホームページに計画案を掲載し、パブリックコメント（意見公募）を行うなどし、広く市民の意見を計画に反映する

